

(2) 合法木材製品の調達の推進

勸告	説明図表番号
<p>森林の違法伐採<sup>(注1)</sup>は、木材生産国における森林の減少や森林生態系の破壊など環境に大きな負荷がかかることに加え、違法に伐採された木材やその木材を加工した製品が安価で我が国の市場に流通すれば、国内の健全な森林経営に影響を及ぼし、森林資源が有効に活用されないおそれがある。</p>	
<p>我が国においては、平成12年に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）が制定され、国は、グリーン購入法第6条第1項の規定に基づき、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等<sup>(注2)</sup>の種類（以下「特定調達品目」という。）やその判断の基準、同基準を満たす物品等（以下「グリーン購入法適合製品」という。）の調達の推進に関する事項等に関し、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「グリーン購入法基本方針」という。）を定めなければならないとされており、物品等の調達に当たっては、グリーン購入法第3条第1項の規定に基づき、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならないとされている。</p>	<p>図表2-(2)-① 図表2-(2)-②  図表2-(2)-③</p>
<p>グリーン購入法基本方針では、特定調達品目ごとに複数の判断基準が定められており、木材製品については、製品の主要原料が紙の場合には古紙パルプ配合率が一定の割合以上であることなどの基準と並んで、製品に使用される紙の原料に含まれるバージンパルプ<sup>(注3)</sup>や製品の材料に含まれる木質の原料となる原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであることという基準（以下「合法性の判断基準」という。）</p>	<p>図表2-(2)-④ 図表2-(2)-⑤</p>
<p><sup>(注4)</sup>が定められているが、間伐材や古紙パルプなどの再生資源により製造されたものについては、合法性の判断基準が適用されないこととされている。したがって、間伐材や古紙パルプなどの合法性の判断基準が適用されない資源のみで製造された木材製品以外の木材製品については、グリーン購入法適合製品であれば合法性の判断基準を満たした木材製品（以下「合法木材製品」という。）であるほか、古紙パルプ配合率の基準などを満たさないためグリーン購入法適合製品にはならないが合法木材製品であるものもあることになっている。</p>	
<p>また、木材製品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者（以下「木材製品事業者」という。）が合法性の判断基準を満たしていることの証明を行う際に留意すべき事項等については、林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月。以下「木材製品の合法性証明ガイドライン」という。）に次のとおり定められており、グリーン購入法基本方針によると、国が木材製品の原料となる原木についての合法性の確認を行う場合も、木材製品の合法性証明ガイドラインに準拠して行うこととされている。</p>	<p>図表2-(2)-⑥</p>
<p>① 合法性の証明を行うための方法としては、i) 森林認証制度及びCoC認証制度<sup>(注5)</sup>を活用する、ii) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を活用して木材製品事業者が証明を行う（以下「団体認定による証明方法」という。）、iii) 木材製品事業者独自の取組により証明を行うという三つの方法が考えられること。</p>	

勸告	説明図表番号
<p>② i) 森林認証制度及び CoC 認証制度を活用する証明方法の場合、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明される必要があること。</p> <p>また、ii) 団体認定による証明方法及びiii) 木材製品事業者独自の取組により証明を行う方法の場合、木材製品事業者は、森林の伐採段階から加工・流通段階に至る各段階において、合法性が証明されたものであり、かつ、合法性が証明されている木材製品等と合法性が証明されていない木材製品等が混じらないよう分別管理されていることを証明する書類を直近の納入先の関係事業者に対し交付し、これを各段階の納入ごとに繰り返して証明を行い、調達者への納入段階においては、当該調達者等の要求により、納入する木材製品等が合法性の証明がなされたものである旨を書類に記載する必要があること。</p> <p>③ 木材製品事業者は、合法証明書（上記②の方法により合法性が証明されたものであることを示す書類等をいう。以下同じ。）を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は、関係書類等を提示できるようにしておく必要があること。</p> <p>なお、グリーン購入法第 12 条において、物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとされており、当該事業者の自主的な取組として、製造等を行う物品等についてグリーン購入法基本方針における判断の基準を全て満たすと自ら判断した場合に、グリーン購入法適合製品であることを表示することができることとされている。</p> <p>今回、合法木材製品の普及を図る上で果たすべき役割が大きい、国における合法木材製品の調達状況に着目し、特定調達品目のうち、調達実績が比較的多いと考えられる木材製品 7 品目（①コピー用紙、②鉛筆、③ファイル、④ノート、⑤事務用封筒、⑥いす及び⑦机。以下「木材製品 7 品目」という。）を抽出した上で、調査対象とした 5 省（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省）<sup>（注 6）</sup>の 69 機関が平成 27 年 1 月から 12 月までの間に調達した木材製品 7 品目のうち、間伐材や古紙パルプなどの合法性の判断基準が適用されない資源のみで製造された木材製品を除いた 179 木材製品（以下「調査対象 179 製品」という。）<sup>（注 7）</sup>について、調査対象とした機関による合法性の確認状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>（注1） 「違法伐採」の定義について、国際的に確立されたものは存在しないが、一般的には、各国の法令に基づく正規の手続を経ない伐採や伐採禁止地域における伐採などを指す。</p> <p>（注2） グリーン購入法第2条第1項に規定される環境への負荷の低減に資する製品、役務等をいう。なお、「特定調達品目」については、グリーン購入法基本方針（平成27年2月）によると、21分野270品目が定められている。</p> <p>（注3） 原料として古紙を使用したものではなく、木材を使用して製造されたパルプをいう。</p> <p>（注4） 合法性の判断基準は、「G8グレンイーグルズ・サミット」（平成17年7月6日から7月8日）において違法伐採対策に合意したことを受けて、平成18年2月のグリーン購入法基本方針の改定により追加されたものである。</p> <p>（注5） 「森林認証制度」とは、独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証する制度のことである。また、「CoC認証制度」とは、Chain-of-Custodyの略で、独立した第三者機関が一定の基準等を基</p>	<p>図表 2-(2)-② (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>に、森林認証を受けた木材が製造・加工・流通段階において、認証を受けていない木材と混在しないよう、適切に管理されていることなどを認証する制度のことである。</p> <p>(注6) グリーン購入法第8条第1項の規定に基づき公表されている「環境物品等の調達の実績」(平成25年度)を基に、調査対象とした木材製品7品目の各省の調達量を比較し、上位の省(「項目2(1) 公共建築物における木造化の促進」における調査対象の5省と同じ省)を調査対象とした。</p> <p>(注7) 「調査対象179製品」は、調査対象とした69機関が調達した木材製品7品目に係る製品の種類数であり、木材製品事業者が同じで、同じ原材料を用いた木材製品については、サイズや色等で型番が異なる木材製品の場合でも、同一の木材製品(種類)として整理している。</p>	
<p>調査対象とした5省において、グリーン購入法第7条の規定に基づき作成している環境物品等の調達の推進を図るための方針(平成26年度及び27年度)をみると、木材製品7品目に係るグリーン購入法適合製品の調達目標(注8)をいずれも100%と設定しており、これは、各省の合法木材製品の調達の推進に資する目標にもなっている(注9)。</p>	<p>図表2-(2)-⑦</p> <p>図表2-(2)-⑧</p> <p>図表2-(2)-⑨</p>
<p>調査対象とした69機関において、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法による木材製品調達時の合法性の確認状況をみると、一部の製品について、当該方法により木材製品の合法性の確認を行っていた機関はみられたが、全ての製品について当該方法により合法性の確認を行っていた機関はみられなかった(注10)。</p>	<p>図表2-(2)-⑩</p>
<p>調査対象とした69機関に対し、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により合法性の確認を行わなかった木材製品がみられた理由を確認したところ、①グリーン購入法適合製品との表示がある木材製品であれば、グリーン購入法基本方針における判断の基準の一つである合法性の判断基準を満たすことにはならず、改めて合法性の確認を行っていない、②合法証明書の提示を求めるとは事務的な負担が大きく、契約時の仕様書等にグリーン購入法適合製品や合法木材製品である旨を明記することによって足りるのではないかと考えていた、③グリーン購入法基本方針においては、木材製品の原料となる原木についての合法性の確認を行う場合に木材製品の合法性証明ガイドラインに準拠して行うものとするとしてのみで、制度上、調達の都度、合法証明書の提示までを義務付けているものではないと認識しているなどとしていた。</p> <p>(注8) 特定調達品目ごとに定められた総調達量に占めるグリーン購入法適合製品の調達量の目標をいう。</p> <p>(注9) 項目2(1)の木材利用促進基本方針においては、建築材料以外の木材の利用の促進の観点から、公共建築物において使用される机、いす等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとされ、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法適合製品とすることを目標とすると定められている。また、調査対象とした5省は、木材利用促進基本方針に基づき作成した公共建築物における木材の利用の促進のための計画においても、特定調達品目に該当するものについてはグリーン購入法適合製品とすることを原則とすることや、合法木材製品を調達することを定めている。</p> <p>(注10) 調査対象とした69機関のうち、23機関(33%)においては、少なくとも1製品について、調達時に、伝票等に押印された認証マークにより森林認証を受けた木材製品であることを確認する方法や、契約した事業者等からコピー用紙の原料の内訳が分かる資料を提出させ、同資料に合法木材製品であることを記載する方法など、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により合法性の確認を行っていたが、全ての木材製品について確認を行っていたわけではなかった。</p>	<p>図表2-(2)-⑪</p>

勸告	説明図表番号
<p>また、残りの 46 機関（67%）の中には、調達する全ての木材製品をグリーン購入法適合製品とすることで合法木材製品を調達するとの考え方に基づく運用を徹底していた機関（10 機関）があったが、木材製品の合法性について、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により確認を行っている機関はなかった。</p> <p>このように、調査対象とした 69 機関における確認結果のみでは、調査対象 179 製品のうち、実際に合法木材製品がどの程度あるかを把握することができない状況であったため、次のとおり調査を実施した。</p> <p>① まず、調査対象 179 製品が掲載されているホームページやカタログ等により当該木材製品事業者以外の第三者機関・団体が合法木材製品であることの確認を行っていることを表示しているなど、より信頼性の高い表示の有無（注 11）を確認した。</p> <p>この結果、事務用封筒のうち、印刷契約と併せて調達したため、使用された紙の型番等を調査対象とした機関が確認できず、合法木材製品であるか不明であったもの（注 12）（詳細は後述ウ参照）を除いた 178 製品についてみると、108 製品（61%）は、ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があった（注 13）が、残りの 70 製品（39%）は、そのような表示がなかった。</p> <p>② このため、ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった 70 製品について、木材製品事業者に対し、調査対象とした機関と同一の製品を調達しようとした場合に合法証明書の提示が可能であるか問い合わせるなどにより、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた方法により木材製品の合法性を証明することができるかを確認した。</p> <p>この結果、以下のとおり、一部の木材製品については、合法証明書の提示が不可能であるとされたという状況であった。</p> <p>（注11） 調査対象179製品について、調査対象とした機関が合法証明書を入手していた場合や、木材製品事業者のホームページ等で森林認証を受けた木材製品であり、その認証マークを公表している場合などのほか、グリーン購入ネットワーク事務局（公益財団法人日本環境協会）が運営する「エコ商品ねっと」（<a href="http://www.gpn.jp/econet/">http://www.gpn.jp/econet/</a>）において、合法木材製品である旨又はグリーン購入法適合製品である旨の掲載があった製品については、それぞれの表示があった製品として整理した（「エコ商品ねっと」における合法木材製品である旨又はグリーン購入法適合製品である旨の掲載については、グリーン購入ネットワーク事務局が、掲載を希望する木材製品事業者において合法性の判断基準を満たした取組が行われているか確認を行っている。）。</p> <p>なお、木材製品の合法性証明ガイドラインにおいては、木材製品事業者に合法木材製品であることを表示する義務は課せられていない。</p> <p>（注12） 印刷契約と併せて調達した事務用封筒については、41機関において封筒用紙に使用された紙の製造事業者やその型番等を把握しておらず、合法木材製品であるか不明の製品を調達していた。これらの機関が調達していた事務用封筒にはサイズ等が異なる複数の製品があったが、便宜上、製品数を「1製品」、木材製品事業者を「1木材製品事業者」として計上した。</p> <p>（注13） ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があった108製品のうち、106製品はグリーン購入法適合製品との表示があり、残りの2製品は、「エコ商品ねっと」において、グリーン購入法適合製品に該当しないことを示しつつ、合法木材製品であるとの表示があった製品であった。</p>	<p>図表 2-(2)-⑫</p> <p>図表 2-(2)-⑬</p>

表 調査対象 179 製品における合法性の表示及び証明書の提示状況  
(単位：製品、木材製品事業者、機関、%)

区分	木材製品 7 品目		
	製品数	木材製品事業者数	調達機関数
	179	48	69
ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があった製品	108 (60.7)	31 (66.0)	69 (100.0)
ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった製品	70 (39.3)	29 (61.7)	48 (69.6)
木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされた製品	50 (28.1)	19 (40.4)	39 (56.5)
<b>ア (提示までに時間を要した例あり)</b>			
木材製品事業者から合法証明書の提示が不可能であるとされた製品 <b>イ</b>	20 (11.2)	12 (25.5)	21 (30.4)
うちグリーン購入法適合製品との表示があった製品	4 (2.2)	4 (8.5)	5 (7.2)
うちグリーン購入法適合製品との表示がなかった製品	16 (9.0)	8 (17.0)	16 (23.2)
印刷契約と併せて調達したため、合法木材製品であるか不明であった事務用封筒 <b>ウ</b>	1	1	41

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 ( ) は、調査対象 179 製品 (48 木材製品事業者。69 機関が調達) から、印刷契約と併せて調達したため、合法木材製品であるか不明であった事務用封筒を除いた 178 製品 (47 木材製品事業者。69 機関が調達) に占める割合を示す。
- 3 「木材製品事業者数」及び「調達機関数」は、製品により、同一の木材製品事業者又は調達機関が複数の「区分」欄に計上される場合があるため、各「区分」欄の数を合計しても一致しない場合がある。
- 4 「うちグリーン購入法適合製品との表示があった製品」は、当省の調査対象を合法性の判断基準が適用される木材製品に限定したことを踏まえると、木材製品事業者が合法木材製品として販売していたことになる製品である。

**ア 木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書の提示が可能であるとされたもの**

ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった 70 製品のうち、当省に対して合法証明書が提示されたものは 50 製品あったが、それまでに要した日数には開きがあり、13 製品 (26%) は提示までに 15 日以上 (注14) 要し、中には、57 日 (約 2 か月) 以上要したのものも 3 製品 (6%) あった。

合法証明書の提示に 15 日以上要した 13 製品の製造等を行う 9 木材製品事業者に対し、その理由を確認したところ、合法証明書については問合せがあった場合に原材料の調達元の事業者等から入手することとしており、これまで木材製品の調達者から合法証明書の提示を求められた場面がほとんどなかったため、必ずしも全ての合法証明書をあらかじめ入手・保管しているわけではないとのことであった。

前述のとおり、木材製品の合法性証明ガイドラインにおいては、木材製品事業者は、合法証明書を一定期間保管し、その根拠を求められた場合は、関係書類等を提示できるようにしておく必要があるとされており、実際に合法木材製品の調達が行われた際に合法証明書の提示に時間を要することは、調達期間の長期化を招くことにつながりかねない。このため、合法木材製品として製品を販売する木

図表 2-(2)-⑫  
(再掲)

図表 2-(2)-⑭

勸告	説明図表番号
<p>材製品事業者においては、合法証明書を一定期間保管し、問合せがあった場合は、速やかに提示することができるようにしておく必要がある。特に、木材製品をグリーン購入法適合製品と表示する木材製品事業者においては、政府として、グリーン購入法適合製品の調達が進んでいることを踏まえると、木材製品の合法性証明ガイドラインに基づく運用が徹底されるべきである。</p> <p>また、木材製品事業者に確認したところ、合法証明書の提示が可能であるとされた木材製品の中には、古紙パルプ配合率の基準などを満たさないためグリーン購入法適合製品ではないものが含まれていた。仮に、グリーン購入法適合製品ではない木材製品を調達する際には、合法木材製品の調達を推進する観点から、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品調達時の合法性を確認することが重要と考えられる。</p> <p>(注14) 当省が、木材製品事業者に対し7日程度(約1週間)を目途に合法証明書の提示を依頼した結果、約7割の製品が14日以内に提示されたことを踏まえ、15日以上要したものを区分した。</p>	
<p><b>イ 木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書の提示が不可能であるとされ、合法木材製品であるか不明であったもの</b></p>	
<p>ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった70製品のうち、木材製品事業者から合法証明書の提示が不可能であるとされ、合法木材製品であるか不明であった製品は20製品(後述ウの事務用封筒を除く178製品の11%)あり、これらは、i)グリーン購入法適合製品との表示があった木材製品が4製品、ii)グリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品が16製品であった。</p>	<p>図表 2-(2)-⑫ (再掲)</p>
<p>上記 i) の 4 製品の製造等を行う 4 木材製品事業者において、合法証明書の提示が不可能であるとされた理由等は、次のとおりである。</p>	<p>図表 2-(2)-⑫ (再掲)</p>
<p>① 3 製品の製造等を行う 3 木材製品事業者においては、原材料の調達元の事業者等から、合法性が証明されている木材製品等と合法性が証明されていない木材製品等の分別管理を行っていることなどについて、森林・林業・木材産業関係団体から認定を受けた旨の書類を入手することにより、合法性は担保されると誤認し、木材製品の合法性証明ガイドラインにおいて必要とされている合法証明書(注15)を入手していなかった。</p> <p>当該 3 木材製品事業者に対し、その理由を確認したところ、これまで国等の調達担当者から、合法証明書の提示を求められた場面がほとんどなかった、木材製品の合法性証明ガイドラインで示された証明方法の解釈に違いがあったなどとしている。</p> <p>(注15) 分別管理体制の証明に加え、分別管理体制の下で、納入した木材製品等は合法性が証明されているものに限定されていることを証明する合法証明書が必要となる。</p>	<p>図表 2-(2)-⑬</p>
<p>② 残りの 1 製品の製造等を行う 1 木材製品事業者においては、合法証明書の提示が不可能であるとされた理由について具体的な説明がなかった。</p>	

勸告	説明図表番号
<p>木材製品事業者においては、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた方法による合法性の証明や問合せがあった場合の対応を適切に行うことが求められる。また、合法性の判断基準が適用されない資源のみで製造された木材製品以外の木材製品については、木材製品の合法性証明ガイドラインに準拠した対応ができない木材製品をグリーン購入法適合製品と表示することは、適切ではない。</p> <p>一方、上記 ii) の 16 製品を調達した 5 省 16 機関は、当該木材製品を調達した理由について、①業務に求められる仕様の水準等を踏まえるとグリーン購入法適合製品の中には代替できる木材製品がなく、やむを得ずグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品を調達したとしていたもの、②契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品を指定していた<sup>(注16)</sup>が、納入時等の確認が不十分であったと考えられるもの、③納入すべき製品をグリーン購入法適合製品に限定すると消耗品であっても調達単価が上昇する可能性があることが懸念されるなどとして、契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品の指定をしていなかったものがあつたとしている。</p> <p>また、これら 16 機関は、いずれもグリーン購入法適合製品であるか否かの表示とは別に木材製品の合法性の確認を行う必要性の認識はなく、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法を十分理解していなかった。</p> <p>(注16) 「グリーン購入法適合製品を指定していた」とは、契約時の仕様書のほかに、入札公告等に明記されていた場合を含む。また、仕様書等に明記されていない場合でも、予め納入を希望する製品について、参考商品一覧として、木材製品事業者や型番を特定し、当該一覧にグリーン購入法適合製品であることが明記されている場合は、「グリーン購入法適合製品を指定していた」と整理した。</p> <p>これら 16 製品の中には、鉛筆やノートのように、グリーン購入法適合製品と比べて仕様の水準等の差がほとんどないと考えられる品目も含まれており、調査対象とした機関の中にこれらの品目についてグリーン購入法適合製品を調達していた機関が多数みられたことを踏まえると、これらの品目についてはグリーン購入法適合製品を調達することが可能であったと考えられる。</p> <p><b>ウ 印刷契約と併せて調達したため、使用された紙の型番等を調査対象とした機関が確認できず、合法木材製品であるか不明であった事務用封筒</b></p> <p>事務用封筒については、製品そのものを調達する他の 6 品目とは異なり、封筒そのものを調達する場合のほか、封筒に行政機関名や住所、連絡先等を印刷することを含め契約し、調達する場合がある。</p> <p>その場合も、合法性の判断基準が適用されない資源のみで製造された木材製品を除き、封筒用紙に使用する紙を合法木材製品とすることが求められるが、今回の調査において、事務用封筒を調達した 64 機関のうち 41 機関 (64%) は、封筒用紙に使用された紙の製造事業者やその型番等を把握していなかったため、合法木材製品であるか、確認することができなかった。</p>	<p>図表 2-(2)-⑫ (再掲)</p> <p>図表 2-(2)-⑬ (再掲)</p> <p>図表 2-(2)-⑭ (再掲)</p> <p>図表 2-(2)-⑮ (再掲)</p>

勸告	説明図表番号
<p>これらの機関が合法木材製品であるかを確認することなく事務用封筒を調達した理由については、事務用封筒について印刷を含め契約する場合、消耗品等を販売する事業者でなく印刷事業者等に発注することが多いため、仕様書等に封筒用紙に使用する紙の合法性に関する条件を明記していなかった、封筒用紙に使用している紙が仕様書どおりであったかどうかの確認までは行っていなかったなどとしている。</p> <p>違法に伐採された木材は使用しないとする姿勢を率先して示すべき国の機関においては、木材製品の合法性の確認は確実に行うべきであると考えられるが、以上のような状況を踏まえると、そのような確認を行う意識が必ずしも十分でない状況がみられた。</p> <p>グリーン購入法適合製品である木材製品を調達することは、結果として合法木材製品の調達の推進につながり、また、仮にグリーン購入法に適合していない木材製品を調達する場合も、木材製品事業者に対し合法証明書の提示を求めるなどにより合法性の確認を確実に行うことが重要であると考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、農林水産省及び環境省は、国による合法木材製品の調達をより一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 木材製品事業者に対し、合法木材製品として販売する場合には、合法証明書を一定期間保管し、その証明の根拠を求められた場合は速やかに提示することなど、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法の内容を改めて周知した上で、合法性の証明を行うことができない木材製品を合法木材製品として販売することがないように木材製品の合法性証明ガイドラインに基づく運用を徹底させること。（農林水産省）</p> <p>② 木材製品事業者に対し、合法性の判断基準が適用されない間伐材等のみで製造された木材製品を除き、グリーン購入法基本方針における判断の基準の一つである合法性の判断基準を満たすことができない木材製品については、グリーン購入法適合製品と表示することがないように、周知徹底すること。（環境省）</p> <p>③ 各省各庁に対し、合法性の判断基準が適用されない間伐材等のみで製造された木材製品を除き、グリーン購入法に基づく特定調達品目に該当する木材製品（印刷契約と併せて調達する事務用封筒を含む。）の調達に当たっては、グリーン購入法適合製品の調達などにより、合法木材製品を確実に調達するため、契約時の仕様書等への記載や納入時等の確認を適切に行わせるよう周知徹底すること。（環境省）</p>	



# グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

## 目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ① 国等の公的部門における調達推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など

## 国等における調達推進

### 「基本方針」の策定（第6条）

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

### 国等の各機関（第7条、第8条） （国会、裁判所、各省、独立行政法人等）

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表  
環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

## 地方公共団体・地方独立行政法人

（第10条）

- ・ 毎年度、調達方針を作成
- ・ 調達方針に基づき調達推進  
（努力義務）

..... 環境調達を理由として、物品調達の総量を  
増やすこととならないよう配慮（第11条）

## 事業者・国民（第5条）

- 物品購入等に際し、できる限り、  
環境物品等を選択  
（一般的責務）

## 情報の提供

### 製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環境  
情報の提供

### 環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情  
報の提供

### 国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

（注） 環境省の資料による。

図表 2-(2)-② グリーン購入法適合製品の調達に係るグリーン購入法の条文

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 一 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 1 項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品
- 二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- 三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務（以下略）

2～3 （略）

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。

（国及び独立行政法人等の責務）

第 3 条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

2 （略）

（環境物品等の調達の基本方針）

第 6 条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向
- 二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項
- 三 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

3～6 （略）

（環境物品等の調達方針）

第 7 条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作

成しなければならない。

- 2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 特定調達物品等の当該年度における調達の目標
  - 二 特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標
  - 三 その他環境物品等の調達の推進に関する事項
- 3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第1項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第1項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

- 第8条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。
- 2 (略)

(環境大臣の要請)

- 第9条 環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(環境物品等の調達の推進に当たっての配慮)

- 第11条 国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

(環境物品等に関する情報の提供)

- 第12条 物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする。

(国による情報の整理等)

- 第14条 国は、環境物品等への需要の転換に資するため、前2条に規定する者が行う情報の提供に関する状況について整理及び分析を行い、その結果を提供するものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(2)-③ グリーン購入法基本方針の主な内容

【特定調達品目の分野及び主な品目の一覧】

分野 (21 分野)	品目 (270 品目)
紙類	7 品目 (コピー用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパーなど)
文具類	83 品目 (鉛筆、ファイル、事務用封筒 (紙製)、ノート、付箋紙など)
オフィス家具類	10 品目 (いす、机、棚など)
画像機器等	10 品目 (コピー機、プリンター、ファクシミリなど)
電子計算機等	4 品目 (電子計算機、ディスプレイ、記録用メディアなど)
オフィス機器等	5 品目 (シュレッダー、掛時計、電子式卓上計算機など)
移動電話等	3 品目 (携帯電話、PHS、スマートフォン)
家電製品	6 品目 (電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電子レンジなど)
エアコンディショナー等	3 品目 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ)
温水器等	4 品目 (ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、ガス調理機器など)
照明	5 品目 (蛍光灯照明器具、LED 照明器具、電球形のランプなど)
自動車等	5 品目 (自動車、カーナビゲーションシステム、乗用車用タイヤ など)
消火器	1 品目 (消火器)
制服・作業服	3 品目 (制服、作業服、帽子)
インテリア・寝装寝具	11 品目 (カーテン、タイルカーペット、毛布、ふとんなど)
作業手袋	1 品目 (作業手袋)
その他繊維製品	7 品目 (集会用テント、ブルーシート、モップ)
設備	6 品目 (太陽光発電システム (公共・産業用)、燃料電池、節水機器など)
災害備蓄用品	10 品目 (ペットボトル飲料水、缶詰、乾パン、フリーズドライ食品など) ※ 上記のほか毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池など 5 品目が、他の分野と同品目
公共工事	68 品目 (高炉セメント、透水性コンクリート、製材、集成材、合板など)
役務	18 品目 (印刷、食堂、庁舎管理、清掃、クリーニングなど)

【環境物品等の調達の推進に関する基本方針】

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩と

なるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）第24条〔環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進〕及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条〔再生品の使用の促進〕の趣旨に則るものである。

また、昨今の地球温暖化対策の重要性にかんがみ、「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、国等は従来と同等以上に環境物品等を率先して調達する必要がある。

## (2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点から考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあつては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

(以下略)

## 2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

### (1) 基本的考え方

#### ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

#### イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

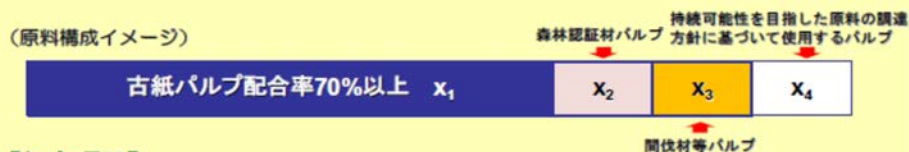
ウ・エ. (略)

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準

品目	判断の基準
コピー用紙	<p>① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等<sup>(※1)</sup>パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合<sup>(※2)</sup>、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値<sup>(※3)</sup>が80以上であること。</p> <p>※1 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。</p> <p>※2 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。</p> <p>ア 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ</p> <p>イ 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ</p> <p>※3 総合評価値の概要は次のとおりである。</p>

**【基本項目】**

- 1. 古紙パルプ配合率 (x<sub>1</sub>) : 廃棄物削減、資源有効利用、森林保全
- 2. 森林認証材パルプ利用割合 (x<sub>2</sub>) : 持続可能な森林経営、森林吸収源
- 3. 間伐材等パルプ利用割合 (x<sub>3</sub>) : 吸収源、資源有効利用、生物多様性保全
- 4. 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ (x<sub>4</sub>) : 持続可能な森林経営、資源有効活用



**【加点項目】**

- 5. 白色度 : 市中回収古紙の利用促進、脱墨等の製造工程上の環境負荷低減
- 6. 坪量 : 省資源・軽量化、流通段階での環境負荷低減

指標内容と総合評価値の計算式<コピー用紙>

指標項目	評価式	変数範囲	重み付け	点数範囲
基本項目				
古紙パルプ配合率 (%)	$y_1 = x_1 - 20$	$70 \leq x_1 \leq 100$	1	$50 \leq y_1 \leq 80$
森林認証材パルプ利用割合 (%)	$y_2 = x_2 + x_3$	$0 \leq x_2 + x_3 \leq 30$	1	$0 \leq y_2 \leq 30$
間伐材等パルプ利用割合 (%)			1	
その他持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)	$y_3 = 0.5 \cdot x_4$	$0 \leq x_4 \leq 30$	0.5	$0 \leq y_3 \leq 15$
加点項目				
白色度 (%)	$y_4 = -x_5 + 75$	$60 \leq x_5 \leq 75$	-	$0 \leq y_4 \leq 15$
坪量 (g/m <sup>2</sup> )	$y_5 = -2.5 \cdot x_6 + 170$	$62 \leq x_6 \leq 68$	-	$0 \leq y_5 \leq 15$

■コピー用紙に係る総合評価値の計算式

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + (y_4 + y_5) \geq 80$$

**表示例**

**総合評価値 83**

総合評価値の内訳

- ・古紙パルプ配合率 : 80% 60
- ・その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 : 20% 10
- ・白色度 : 62% 13

【参照先】 <http://www.xxx-paper.co.jp/hyouka>

(環境省の「グリーン購入法基本方針説明会資料」による)

- ② バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。

文具類共通

文具類に定める特定調達品目については、共通して次の「○印」の判断の基準を適用する。ただし、個別の特定調達品目について「●印」の判断の基準を定めているものについては、「○印」の判断の基準に代えて、当該品目について定める「●印」の判断の基準を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ判断の基準を適用する。

- 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる

	<p>場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>② <u>間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</u></p> <p>③ 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、<u>間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</u></p>
鉛筆	(個別の判断の基準は定められていない)
ファイル	<p>● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、<u>紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</u>それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>② クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
事務用封筒(紙製)	<p>● <u>古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</u></p>
ノート	<p>● <u>古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</u></p> <p>● 塗工されているものについては塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。</p>
いす机	<p>○ 大部分の材料が金属類<sup>(※4)</sup>である棚又は収納用什器にあっては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、<u>主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。</u></p> <p>※4 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。</p> <p>① 表1(略)に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件</p>



- を、それ以外の場合にあっては、イ及びウの要件を満たすこと。
- ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。
- イ. 単一素材分解可能率が85%以上であること。
- ウ. 表2(略)の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。
- ② 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。
- ③ 次の要件を満たすこと。
- ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
- イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m<sup>3</sup>h以下又はこれと同等のものであること。
- ④ (略)
- ⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。

※ 調査対象とした7品目に関する内容である。

※ 上記の各品目の備考においては、「紙(又は木質)の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。」と定められている。

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等 (略)

### 3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) ~ (5) (略)

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。また、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

(注) 1 「グリーン購入法基本方針」は毎年2月に定められており、調査対象とした調達期間(平成27年1月から12月まで)に係る平成26年度(平成26年2月閣議決定)と27年度(平成27年2月閣議決定)のグリーン購入法基本方針は、おおむね同じ内容となっている。

また、特定調達品目の判断の基準に、木材製品の合法性に関する内容が定められた平成18年度(平成18年2月閣議決定)のグリーン購入法基本方針は、27年度のグリーン購入法基本方針に比べて、合法性の判断基準の内容について文言等が異なるが、同旨の内容となっているため、本表は、27年度のグリーン購入法基本方針に基づき、当省が作成した。

2 特定調達品目の分野及び品目は、平成26年度が19分野267品目であったが、27年度は21分野270品目となっている。なお、平成28年度(平成28年2月閣議決定)においては、27年度と同じ21分野270品目、29年度(平成29年2月閣議決定)においては、21分野274品目となっているが、木材製品の合法性の判断基準が適用される品目については、変更はない。

図表 2-(2)-④ 「G8 グレンイーグルズ・サミット」(平成 17 年 7 月 6 日から 7 月 8 日)における違法伐採対策に関する内容

○ グレンイーグルズ行動計画(気候変動、クリーン・エネルギー、持続可能な開発)(抜粋)

1. 我々は、以下の主要な分野において、前向きな行動をとる。
  - ・ エネルギー利用方法の転換
  - ・ 将来に向けたクリーン電力の推進
  - ・ 研究開発の促進
  - ・ クリーン・エネルギーへの移行のための資金調達
  - ・ 気候変動の影響への対処
  - ・ 違法伐採への取組

**違法伐採への取組**

36. 我々は、違法伐採が、アフリカ及びその他すべての地域における最貧国の多くの人々の生計に与える影響、また、環境劣化、生物多様性の損失と森林破壊、そして世界的な持続可能な成長に対する影響を認識する。我々は、特にコンゴ盆地、アマゾン地域を含む、世界的な炭素吸収源の重要性を認識する。
37. 我々は、違法伐採に取り組むことが、森林の持続可能な管理に向けた重要な一歩であることに合意する。この問題に効果的に対処するためには、木材生産国及び消費国双方の行動が必要である。
38. 我々は、G8 環境・開発大臣会合の違法伐採についての結論を承認する。この分野における我々の目的を更に推進するため、我々は同会合において支持された結論を、各国が最も効果的に貢献できる分野において行動することにより、推進する。

○ G8 環境・開発閣僚声明(2005 年 3 月 18 日)(抜粋)

1. G8 諸国の環境・開発大臣、欧州委員会の環境・開発担当委員、EU 議長並びに国際連合、世界銀行及び国際自然保護連合の上級職員は、2005 年 3 月 17 日から 18 日までダービシャーで一堂に会した。我々は、違法伐採対策とアフリカの開発に対する気候変動の影響の 2 つのテーマについて議論した。我々は、市民社会の代表と議論する良い機会を得た。

**違法伐採対策**

2. 我々は、違法伐採に関する以下の声明を、サミット諸国の首脳に関心を引くよう、グレンイーグルズ・サミットの議長に送付することに合意した。
3. 我々は、違法伐採に取り組むことは持続可能な森林経営及び持続可能な開発に向けた重要なステップであることに合意する。我々は、違法伐採とそれに関連する貿易及び汚職が環境の悪化、生物多様性の喪失、森林破壊、さらには気候システムに与える影響を認識する。また、違法伐採は、最貧国における生活を損ない、政府の歳入減少の原因となり、市場及び取引を歪曲し、紛争を継続させる。
4. 我々は、アフリカの開発における森林の重要性を強調したアフリカ委員会の活動を歓迎する。
5. 我々は、また、森林法の施行及びガバナンスに関する地域閣僚プロセス、アジア森林パートナーシップ、コンゴ川流域森林パートナーシップ、森林法の施行、ガバナンス及び貿易に関する EU 行動計画といった国によるイニシアティブ及び地域的なプロセスを通じた違法伐採及びそれに関連する貿易に対処する現行の活動を歓迎する。また、我々は、国連森林フォーラム、生物多様性条約、国連食糧農業機関及び国際熱帯木材機関による取組を

歓迎する。

6. 我々は、違法伐採への取組には、木材の生産国及び消費国双方による行動が求められることに合意する。我々は、それぞれの国が最も効果的に貢献できるよう、以下のような幅のある様々な措置をとることを約束する。我々は、また、他の主要な木材消費国と連携する。
7. 我々は、既存の森林法の施行及びガバナンスのプロセスへの支援を増強し、この支援を他の地域にも拡大することにより、木材生産国を支援することを約束する。これは、違法伐採への取組に対し、より広い認識、理解及びコミットメントを築くことに資するであろう。
8. 我々は、透明性の強化や情報、特に森林伐採の権利と歳入の配分に関する情報へのアクセスの強化を通じた汚職との闘い、森林法、野生生物法及び関連法規の施行能力の強化、これらの行動への市民社会及び地域社会への参加、紛争後の状況における法施行及び行政体制の再構築、並びにワシントン条約の義務に適合しようとする国を補助することにより、違法伐採及びこれに関連する貿易に取り組もうとする生産国の努力に対する支援を増強することに合意する。
9. 我々は、技術的知見を共有し、違法伐採の発見や防止、犯罪者の逮捕や起訴にこれらの技術を適用するための手段の開発や能力の構築を支援する。これには、リモートセンシング、地理情報システム、その他森林の活動と状態をモニターするためのシステムが含まれる。
10. 我々は、我々自身の国で行動する。例えば、WTO ルールに合致した自主的な二国間貿易協定やその他の取り決めを通じて国境管理当局に適切な権限を付与することによって、違法伐採木材の輸入や取引を止めるための措置を取る。
11. 我々は、WTO ルールに合致した貿易に関する二国間協定及び地域的な取り決めを通じて、野生生物の違法売買を含む、違法伐採とこれに関連する貿易の規制のために取られる措置を支援する。
12. 我々は、民間部門における合法に伐採された木材の使用に対して影響を与えることができる場合には、合法的な木材を優先して使用する木材公共調達政策を奨励、採択又は拡大する。我々は、我々の経験を他国と共有する。
13. 我々は、合法的な出所の木材製品を開発・促進するため、生産国及び消費国における木材加工業者、輸出業者、輸入業者、市民社会団体等の民間部門と協力して取り組むとともに、民間部門に対してこれらの活動を奨励する。我々は、また、民間部門が自主的な行動規範、模範的商業慣行及び市場の透明性の改善を採択・実施することを支援する。
14. 我々は、違法伐採による問題を消費者に伝えるために、市民社会と協力して取り組む。
15. 我々は、また、我々の専門家に対して、我々が行ったコミットメントに向けての進展状況を評価するとともに、違法伐採対策の取組の教訓を共有し、その結果を公表するために、2006年に会合を開くよう要請する。

(注) 1 外務省ホームページに掲載された内容（仮訳）による。

2 下線は、当省が付した。

図表 2-(2)-⑤ 日本政府の気候変動イニシアティブ(平成 17 年 7 月 6 日から 7 月 8 日 G8 グレンイーグルズ・サミット)(抜粋)

日本は、政府調達、行動規範の策定、生産国支援、G8 森林行動プログラムのフォローアップを通じて違法伐採対策に取り組めます。

- ・ 「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入します。
- ・ アジア森林パートナーシップ、日インドネシア共同声明、アクションプランの実施等を通じ、違法伐採木材の輸入や取引を止めるための任意の行動規範の策定に向け、各国への働きかけを行います。
- ・ 日・インドネシア二国間協力や国際熱帯木材機関（ITTO）を通じた協力により、履歴追跡システムの開発、ガバナンスの向上、腐敗防止のための教育、普及啓発、貧困対策、合法性の基準や確認・監視システムの構築、貿易統計の分析による違法木材取引の把握等総合的な取組を推進します。
- ・ G8 森林行動プログラムのフォローアップとして、2006 年中に G8 各国の専門家による議論を進めます。

(注) 1 外務省ホームページに掲載された内容による。

2 下線は、当省が付した。

図表 2-(2)-⑥ 木材製品の合法性証明ガイドラインの内容

○ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成 18 年 2 月林野庁)  
(抜粋)

1. 趣旨

違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題であり、我が国としては、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて取り組んできた。具体的には、違法伐採対策として、二国間、地域間及び多国間での協力推進、違法伐採木材の識別のための技術開発、民間部門における取組の支援等を実施してきたところである。

また、平成 17 年 7 月に英国で開催された G8 グレンイーグルズ・サミットの結果、政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的な行動に取り組むことに合意した G8 環境・開発大臣会合の結論が承認され、我が国としては「日本政府の気候変動イニシアティブ」において違法伐採対策に取り組むことを表明したところである。

このような中、政府は、合法性、持続可能性の確認方法を整理し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定することにより、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国及び独立行政法人等による調達の対象として推進を図ることとなった。

このガイドラインは、これらの状況を踏まえ、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものである。

2. 定義

(1) 合法性

伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること。

(2) 持続可能性

持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

(3) 森林認証制度

独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み。

(4) CoC (Chain of Custody) 認証制度

森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていることについて、第三者機関が木材・木材製品を取り扱う事業者を評価・認証する仕組み。

(5) 分別管理

合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品が、これが証明されていないものと混じらないように管理すること。

3. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については、以下の方法が考えられる。

(1) 森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明方法

① 概要

森林認証制度及び CoC 認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度であり、これを活用する。(参考 1)

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が CoC 認証と連結し、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明されることが必要である。

(参考 1 森林認証及び CoC 認証を活用した証明方法のイメージ図)



(2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

① 概要

森林・林業・木材産業関係団体は、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成する。

自主的行動規範においては、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員についてその取組が適切である旨の認定等（例えば、分別管理体制、文書管理体制の審査・認定等）を行う仕組み、木材・木材製品を供給するに当たって留意すべき事項等を定め公表する。

具体的には、認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを証明する書類（証明書）を交付することとし、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返して合法性、持続可能性の証明の連鎖を形成することにより証明を行う。（参考 2）

② 留意事項

ア 基本的な留意事項

各段階における合法性、持続可能性の証明書には、対象木材・木材製品の品目、数量等の基礎的な情報に加えて、関係団体の自主的行動規範に基づき認定を受けた際に付与された番号（認定番号）を記載する必要がある。

イ 伐採段階の留意事項

伐採段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、原木の伐採箇所を記載するとともに、合法性、持続可能性の証明を次のように行う必要がある。

(ア) 合法性については、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされた旨を証明書に記載すること。

(イ) 持続可能性については、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を証明書に記載すること。

ウ 加工・流通段階の留意事項

加工・流通段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、納入する製品は合法性、

持続可能性の証明がなされたもの又はその証明がなされた材料を使用して製造されたものである旨を証明書に記載する必要がある。

エ 納入段階の留意事項

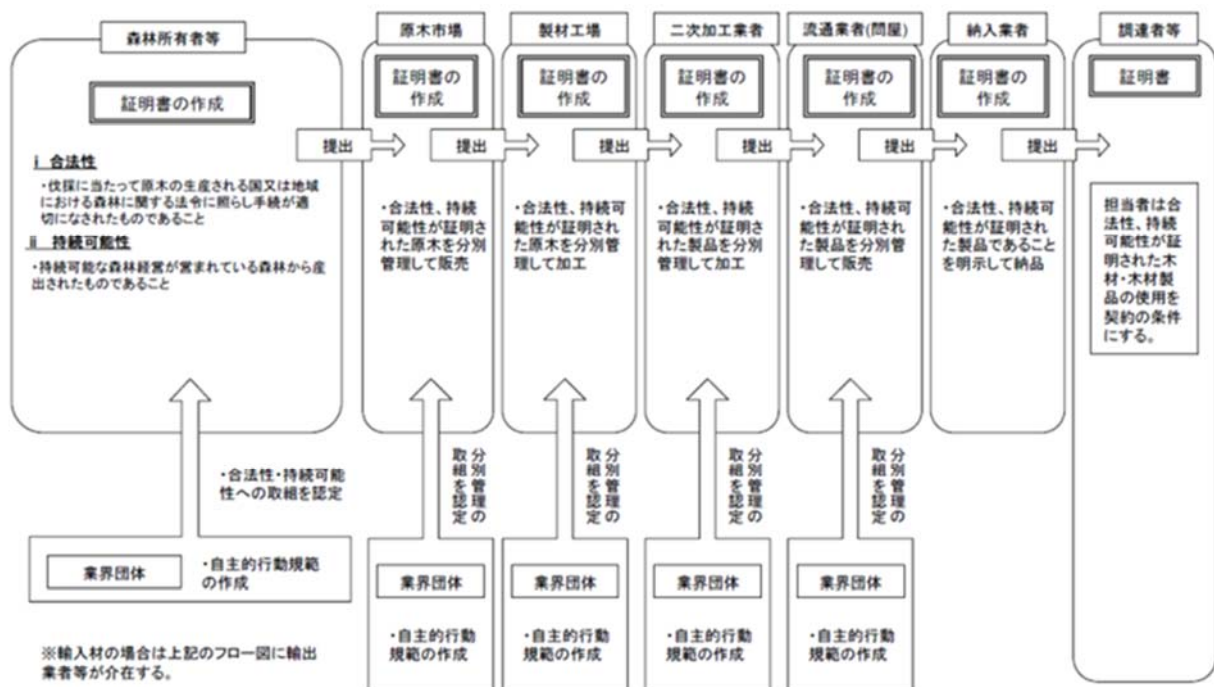
納入段階においては、調達者等の要求により、アの基本的な留意事項に加えて、納入する木材・木材製品は、合法性、持続可能性の証明がなされたものである旨を証明書に記載する必要がある。

オ その他の留意事項

(ア) 合法性、持続可能性の証明は、証明書に必要な事項を記載して行うものとする。ただし、証明に必要な事項を納品書等に記載することで証明書に代えることができる。

(イ) 証明書の記載事項の一部と同様の事項が記載されている既存の書類（納品書等）の写しを添付することにより、証明書における同事項の記載を省略することができる。

(参考 2 関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法のイメージ図)



(3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

① 概要

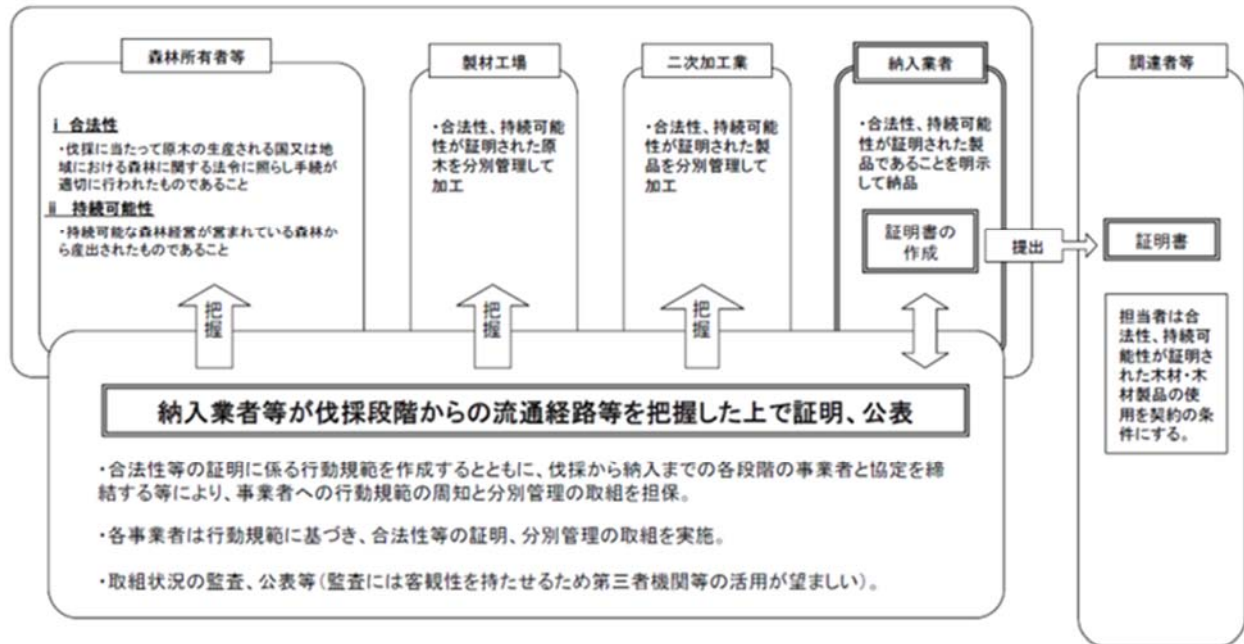
規模の大きな企業等が上記 (1) 又は (2) の方法によらず、独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を行う。(参考 3)

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要がある。

(参考3 個別企業等の独自の取組による証明方法のイメージ図)

個別企業等の独自の取組については多様なものが想定され、本イメージはその一例



※輸入材の場合は上記のフロー図に輸出業者等が介在する。

4. 証明書の保管等

事業者は、証明書を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は関係書類等を提示できるようにしておく必要がある。

5. 取組状況の検証と見直し

本ガイドラインについては、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者、環境 NGO 等で構成される協議会を設け、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づく国等の調達に対応した木材・木材製品分野における関係者の取組状況を検証し、必要に応じて適切な見直しを行う。

(注) 下線は、当省が付した。



図表 2-(2)-⑦ 調査対象とした 5 省の「環境物品等の調達の推進を図るための方針」における  
木材製品 7 品目に係るグリーン購入法適合製品の調達目標とその実績

(単位：%)

区分		法務省		財務省		厚生労働省		農林水産省		国土交通省	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
コピー 用紙	26 年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9
	27 年度	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9
鉛筆	26 年度	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	99.7
	27 年度	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	96.7	100.0	99.7
ファイ ル	26 年度	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9
	27 年度	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.3	100.0	99.9
事務用 封筒	26 年度	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.6	100.0	99.7
	27 年度	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	99.8	100.0	99.8
ノート	26 年度	100.0	99.4	100.0	100.0	100.0	99.8	100.0	98.1	100.0	99.7
	27 年度	100.0	99.3	100.0	100.0	100.0	90.8	100.0	97.8	100.0	99.6
いす	26 年度	100.0	98.0	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	98.3
	27 年度	100.0	99.8	100.0	100.0	100.0	99.6	100.0	99.4	100.0	99.5
机	26 年度	100.0	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.3
	27 年度	100.0	98.7	100.0	100.0	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	99.4

(注) 1 調査対象とした 5 省の資料に基づき、当省が作成した。

2 コピー用紙は調達重量 (kg)、鉛筆は調達本数 (本)、ファイルは調達冊数 (冊)、事務用封筒は調達枚数 (枚)、ノートは調達冊数 (冊)、いすは調達脚数 (脚)、机は調達台数 (台) に対する割合を示し、当省が調査対象とした規格 (コピー用紙 (A4)、鉛筆 (HB・B)、ファイル (A4/紙製品)、事務用封筒 (角 2・長 3)、ノート (A4・B5)、いす (材料に木質が含まれる製品)、机 (材料に木質が含まれる製品)) に限定した数値ではない。

なお、本表においては、小数点第 2 位以下を四捨五入すると「100.0%」となる場合があるため、小数点第 2 位以下を切り捨てている。

3 国土交通省における調達方針には、その他環境物品等の調達の推進に関する事項として、「すべての木質及び紙 (間伐材、古紙を除く。) が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン (平成 18 年 2 月 15 日作成) に準拠して行うよう努める。」と明記されている。

4 農林水産省の調達方針には、品目ごとの調達目標のほか、次のとおり明記されている。

- ・ コピー用紙については、間伐材等 (間伐材又は竹) 又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
- ・ 鉛筆、いす及び机については、間伐材等 (間伐材又は竹) の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
- ・ 紙製ファイルについては、間伐材又は合法性が証明された木材が使用されている製品を優先的に選択する。
- ・ 事務用封筒については、原則として間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品とする。

図表 2－(2)－⑧ 木材利用促進基本方針における木材製品の利用の促進に関する内容

○ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号）（抜粋）

第 2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向  
（中略）

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。

（以下略）

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

（中略）

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

第 4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

各省計画においては、本基本方針を踏まえ、国が整備する公共建築物のうち各省各庁の長の所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、以下の事項を定めるものとする。

(1) 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

所管に属する公共建築物に求められる機能、各省各庁が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、（中略）、当該公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用並びに木質バイオマスの利用の方針を定めるものとする。

(2) 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標及び (1) の方針を踏まえ、（中略）、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載するものとする。

（以下略）

第 6 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

（中略）

また、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

（以下略）

（注）1 下線は、当省が付した。

2 木材利用促進基本方針は、平成 29 年 6 月 16 日付けで変更されている。

図表 2-(2)-⑨ 調査対象とした 5 省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」における木材製品の利用の促進に関する内容

省名	区分	旧計画	新計画
法務省	策定時期 (計画期間)	平成 23 年 11 月 (平成 23 年度から 27 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること等により木材をその原材料とした備品及び消耗品の調達が困難なものについては、本計画の対象外とする。	平成 28 年 3 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)
	方針	1(3)イ・ウ <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。</li> <li>基本方針に基づき、公共建築物の整備にあたって利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)及び所管に属する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)のうち、<u>グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする</u>ことを原則とする。</li> </ul>	1(3)イ・ウ <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。</li> <li>基本方針に基づき、公共建築物の整備にあたって利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)及び所管に属する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)のうち、<u>グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする</u>ことを原則とする。</li> </ul>
	目標	2(2) <u>所管に属する公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品については、購入コスト、木材利用の意義や効果等を総合的に判断した上で、間伐材等を使用した製品の調達を仕様書に明記することにより、その使用を促進する。</u>	2(2) <u>所管に属する公共建築物において使用される備品及び消耗品について、購入コスト、木材利用の意義や効果等を総合的に判断した上で、木材を原材料として使用した製品の調達を仕様書に明記することにより、その利用を促進する。</u>
財務省	策定時期 (計画期間)	平成 23 年 6 月 (平成 23 年度から 27 年度まで)	平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)
	方針	1(2)②・③ <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、その整備する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。</li> </ul>	1(2)②・③ <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、その整備する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。</li> </ul>

省名	区分	旧計画	新計画																		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、<u>その整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、<u>その整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする。</u></li> </ul>																		
	目標	<p>2(2) 対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品が望ましい旨を明記する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>物品の種類</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所</td> <td>事務机 会議机 教室の机 書棚</td> <td>事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署</td> <td>文具類</td> <td>コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 物品の種類のうち「印刷物」に係る目標は、調査対象としていないため、未記載とした。</p>	組織	物品の種類	目標	財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。	地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署	文具類	コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。	<p>2(2) 対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品が望ましい旨を明記する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>物品の種類</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所</td> <td>事務机 会議机 教室の机 書棚</td> <td>事務机、会議机、書棚については、合法木材（合法性が証明された木材又は間伐材。以下同じ）等を使用した製品の調達に努める。</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署</td> <td>文具類</td> <td>コピー用紙・文具類については、合法木材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 物品の種類のうち「印刷物」に係る目標は、調査対象としていないため、未記載とした。</p>	組織	物品の種類	目標	財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材（合法性が証明された木材又は間伐材。以下同じ）等を使用した製品の調達に努める。	地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署	文具類	コピー用紙・文具類については、合法木材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。
組織	物品の種類	目標																			
財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。																			
地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署	文具類	コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。																			
組織	物品の種類	目標																			
財務省本省（国税庁を含む） 施設等機関 財務総合政策研究所 会計センター 関税中央分析所 税関研修所 税務大学校 国税不服審判所	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材（合法性が証明された木材又は間伐材。以下同じ）等を使用した製品の調達に努める。																			
地方支分部局 財務局・福岡 財務支局 財務事務所・出張所 税関・沖縄地区税関 税関支署・出張所 国税局・沖縄 国税事務所 税務署	文具類	コピー用紙・文具類については、合法木材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。																			
厚生労働省	策定期間（計画期間）	平成 23 年 7 月 (平成 23 年度から 27 年度まで)	平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)																		
	方針	1(2)②・③ <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、関係法令、コスト等を</li> </ul>	1(2)②・③ <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、関係法令、コスト等を</li> </ul>																		

省名	区分	旧計画	新計画																
		<p>考慮しつつ、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、公共建築物の整備において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）及び<u>所管に属する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする。</u></li> </ul>	<p>考慮しつつ、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に基づき、公共建築物の整備において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）及び<u>所管に属する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする。</u></li> </ul>																
	<p>目標</p>	<p>2(2) 対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品が望ましい旨を明記する。</p> <table border="1" data-bbox="371 974 892 1926"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 974 608 1037">組織</th> <th data-bbox="608 974 722 1037">物品の種類</th> <th data-bbox="722 974 892 1037">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 1037 608 1294" rowspan="2">厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会</td> <td data-bbox="608 1037 722 1294">事務机 会議机 教室の机 書棚</td> <td data-bbox="722 1037 892 1294">事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1294 722 1926">文具類</td> <td data-bbox="722 1294 892 1926">コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	組織	物品の種類	目標	厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。	文具類	コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。	<p>2(2) 対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品が望ましい旨を明記する。</p> <table border="1" data-bbox="920 974 1441 2092"> <thead> <tr> <th data-bbox="920 974 1157 1037">組織</th> <th data-bbox="1157 974 1272 1037">物品の種類</th> <th data-bbox="1272 974 1441 1037">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="920 1037 1157 1294" rowspan="2">厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会</td> <td data-bbox="1157 1037 1272 1294">事務机 会議机 教室の机 書棚</td> <td data-bbox="1272 1037 1441 1294">事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用した製品の調達に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1157 1294 1272 2092">文具類</td> <td data-bbox="1272 1294 1441 2092">コピー用紙については、間伐材を使用した製品の調達に努める。 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、合法木材等を使用した製品の調達に努める。 その他の文具類についても、合法木材等を使用した製品がある場合は、その</td> </tr> </tbody> </table>	組織	物品の種類	目標	厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用した製品の調達に努める。	文具類	コピー用紙については、間伐材を使用した製品の調達に努める。 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、合法木材等を使用した製品の調達に努める。 その他の文具類についても、合法木材等を使用した製品がある場合は、その
組織	物品の種類	目標																	
厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。																	
	文具類	コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。																	
組織	物品の種類	目標																	
厚生労働省本省 施設等機関 地方支分部局 中央労働委員会	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用した製品の調達に努める。																	
	文具類	コピー用紙については、間伐材を使用した製品の調達に努める。 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、合法木材等を使用した製品の調達に努める。 その他の文具類についても、合法木材等を使用した製品がある場合は、その																	

省名	区分	旧計画		新計画																	
						調達に努める。															
農林水産省	策定期間 (計画期間)	平成 22 年 12 月 (平成 22 年度から 27 年度まで)		平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで)																	
	方針	<p>2(2)</p> <p>基本方針を踏まえ、木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するという方針の下、以下により取り組むこととし、個別の利用目標を別添のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象物品の購入に当たっては、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、<u>間伐材等（間伐材又は合法性が証明された木材）を使用した木製品の導入を積極的に推進する。</u></li> </ul> <p>5 (2)</p> <p><u>グリーン購入法においては、環境への配慮の観点から、国及び独立行政法人は、間伐材等を使用した物品の調達に努めなければならないとされており、更に促進されるよう取り組む。</u></p>		<p>2(2)</p> <p>基本方針を踏まえ、木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進することを基本とし、以下により取り組むこととする。</p> <p>また、個別の利用目標を別添のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象物品の購入に当たっては、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、<u>合法木材等（合法性が証明された木材又は間伐材）を使用した木製品の導入を積極的に推進する。</u></li> </ul> <p>5 (2)</p> <p><u>グリーン購入法においては、環境への配慮の観点から、国及び独立行政法人は、合法木材等を使用した物品を調達するよう努めなければならないとされており、更に促進されるよう取り組む。</u></p> <p>また、我が国の森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成 32 年度までの間における森林の間伐の実施を促進するため、間伐材の利用促進に努めることとする。</p>																	
	目標	<p>対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品の調達を明記する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>物品の種類</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政</td> <td>事務 机 会議 机 教室 の机 書棚</td> <td>事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用したものとする。 (目標 100%)</td> </tr> <tr> <td>文具 類</td> <td>コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。</td> </tr> </tbody> </table>		組織	物品の種類	目標	農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政	事務 机 会議 机 教室 の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用したものとする。 (目標 100%)	文具 類	コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。	<p>対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品の調達を明記する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>物品の種類</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政</td> <td>事務 机 会議 机 教室 の机 書棚</td> <td>事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用したものとする。 (目標 100%)</td> </tr> <tr> <td>文具 類</td> <td>コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。</td> </tr> </tbody> </table>			組織	物品の種類	目標	農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政	事務 机 会議 机 教室 の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用したものとする。 (目標 100%)	文具 類
組織	物品の種類	目標																			
農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政	事務 机 会議 机 教室 の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用したものとする。 (目標 100%)																			
	文具 類	コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。																			
組織	物品の種類	目標																			
農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政	事務 机 会議 机 教室 の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、合法木材等を使用したものとする。 (目標 100%)																			
	文具 類	コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。																			

省名	区分	旧計画		新計画	
		策研究所 森林技術総合研修所  地方出先機関 地方農政局 事業所、事務所、地方農政事務所、統計・情報センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所	のとする。 (目標 100%) 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、間伐材等を使用したものとする。 (目標 100%) その他の文具類についても、間伐材等を使用した製品がある場合は、その使用に努める。	策研究所 森林技術総合研修所  地方出先機関 地方農政局 事業所、事務所、支局  森林管理局 森林管理署  漁業調整事務所	る。 (目標 100%) 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、合法木材等を使用したものとする。 (目標 100%) その他の文具類についても、合法木材等を使用した製品がある場合は、その使用に努める。
		(注) 物品の種類のうち「印刷物」及び「各種会議における飲料」に係る目標は、調査対象としていないため、未記載とした。		(注) 物品の種類のうち「印刷物」及び「各種会議における飲料」に係る目標は、調査対象としていないため、未記載とした。	
国土交通省	策定期間(計画期間)	平成 23 年 5 月 (平成 23 年度から 27 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること(既に国庫債務負担行為による複数年の契約を締結しているもの及び平成 23 年度予算を計上しているものを含む。)等により木材をその原材料とした備品及び消耗品の調達が困難なものについては、本計画の対象外とする。		平成 28 年 4 月 (平成 28 年度から 32 年度まで) ※ ただし、平成 22 年度以前に事業化されていること(既に国庫債務負担行為による複数年の契約を締結しているもの及び平成 23 年度予算を計上しているものを含む。)等により木材をその原材料とした備品及び消耗品の調達が困難なものについては、本計画の対象外とする。	
	方針	1(3)②・③ ・ 基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。 ・ 基本方針に基づき、公共建築物の整備にあたって利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)及び所管に属する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)のうち、 <u>グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする</u> ことを原則とする。		1(3)②・③ ・ 基本方針に基づき、その所管に属する公共建築物において使用される机、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図ることとする。 ・ 基本方針に基づき、公共建築物の整備にあたって利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)及び所管に属する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む)のうち、 <u>グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、すべてのものをグリーン購入法基本方針に示された判断の基準を満たすものとする</u> ことを原則とする。	
	目標	2(2) ・ 待合室及び会議室の机、書棚等で直		2(2) ・ 待合室及び会議室の机、書棚等で直	

省名	区分	旧計画	新計画
		<p>接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いものを中心に、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>コピー用紙、業務用茶封筒、ファイル及びその他の文具類の購入並びに印刷物における印刷用紙等の調達に当たっては、コスト等を考慮しつつ、間伐材又は合法性が証明された木材を使用したものを購入するよう努めるものとする。</u></li> </ul>	<p>接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いものを中心に、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>コピー用紙、業務用茶封筒、ファイル及びその他の文具類の購入並びに印刷物における印刷用紙等の調達に当たっては、コスト等を考慮しつつ、間伐材又は合法性が証明された木材を使用したものを購入するよう努めるものとする。</u></li> </ul>

- (注) 1 法務省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、財務省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、厚生労働省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」、農林水産省の「新農林水産省木材利用推進計画―公共建築物等木材利用促進法に基づく計画―」及び国土交通省の「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」に基づき、当省が作成した。
- 2 表中の「基本方針」とは、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」をいう。



図表 2-2(2)-⑩ 調査対象とした69機関における木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法による木材製品の合法性の確認状況

(単位:機関、%)

区分	調査対象とした機関					該当機関数等					該当機関
	調査対象とした木材製品7品目を調達した機関	法務省	財務省	厚生労働省	農林水産省	国土交通省	法務省	財務省	厚生労働省	農林水産省	
少なくとも1製品について、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行った機関	A (A)	69 (100.0)	10 (100.0)	9 (100.0)	11 (100.0)	10 (100.0)	29 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	29 (100.0)	
	B-a+b (B/A) (B)	23 (83.3) (100.0)	3 (30.0) (100.0)	5 (55.6) (100.0)	3 (27.3) (100.0)	1 (10.0) (100.0)	11 (37.9) (100.0)	1 (10.0) (100.0)	3 (27.3) (100.0)	1 (10.0) (100.0)	11 (37.9) (100.0)
うち森林認証を受けた木材製品であることを認証マークにより確認を行った機関	a (a/A) (a/B)	18 (26.1) (78.3)	3 (30.0) (100.0)	3 (33.3) (60.0)	3 (27.3) (100.0)	1 (10.0) (100.0)	8 (27.6) (72.7)	1 (10.0) (100.0)	3 (27.3) (100.0)	1 (10.0) (72.7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省:広島法務局</li> <li>財務省:札幌国税局、熊本国税局</li> <li>国土交通省:中国地方整備局(港湾空港関係以外)、国営飛鳥歴史公園事務所、高知港湾・空港整備事務所</li> </ul>
	b (b/A) (b/B)	6 (8.7) (26.1)	1 (10.0) (33.3)	2 (22.2) (40.0)	0 (0.0) (0.0)	0 (0.0) (0.0)	3 (10.3) (27.3)	0 (0.0) (0.0)	0 (0.0) (0.0)	0 (0.0) (0.0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省:札幌法務局</li> <li>財務省:札幌国税局、熊本国税局</li> <li>国土交通省:中国地方整備局(港湾空港関係以外)、国営飛鳥歴史公園事務所、高知港湾・空港整備事務所</li> </ul>
木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行わなかった機関	C=c+d (C/A) (C)	46 (66.7) (100.0)	7 (70.0) (100.0)	4 (44.4) (100.0)	8 (72.7) (100.0)	9 (90.0) (100.0)	18 (62.1) (100.0)	9 (90.0) (100.0)	8 (72.7) (100.0)	18 (62.1) (100.0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省:福岡簡所、岐阜地方方法務局、高知地方方法務局</li> <li>財務省:仙台国税局</li> <li>農林水産省:中国四国農政局、三陸北部森林管理署</li> <li>国土交通省:北陸地方整備局(港湾空港関係以外)、九州地方整備局(港湾空港関係以外)、江戸川河川事務所、延岡河川国道事務所</li> </ul>
	c (c/A) (c/C)	10 (14.5) (21.7)	3 (30.0) (42.9)	1 (11.1) (25.0)	0 (0.0) (0.0)	2 (20.0) (22.2)	4 (13.8) (22.2)	2 (20.0) (22.2)	0 (0.0) (0.0)	2 (20.0) (22.2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省:宮城刑務所、長野刑務所、神戸拘置所、津地方法務局</li> <li>財務省:東京国税局、広島国税局、福岡国税局</li> <li>厚生労働省:北海道労働局、栃木労働局、東京労働局、埼玉労働局、新潟労働局、奈良労働局、熊本労働局</li> <li>農林水産省:近畿農政局、信濃川水系土地改良調査管理事務所、淀川水系土地改良調査管理事務所、南近畿土地改良調査管理事務所、西諸農水理事業所、中部森林管理局、四国森林管理局</li> <li>国土交通省:東北地方整備局(港湾空港関係以外)、関東地方整備局(港湾空港関係以外)、中国地方整備局(港湾空港関係以外)、南三陸国道事務所、三重河川国道事務所、高崎河川国道事務所、釜石港湾事務所、北海道開発局、第一管区海上保安本部、第二管区海上保安本部、第三管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、海上保安学校</li> </ul>
うちグリーン購入法適合製品であった表示があった製品又は合法木材製品であるか不明の製品を調達した機関	d (d/A) (d/C)	36 (52.2) (78.3)	4 (40.0) (57.1)	3 (33.3) (75.0)	8 (72.7) (100.0)	7 (70.0) (77.8)	14 (48.3) (77.8)	8 (72.7) (100.0)	7 (70.0) (77.8)	14 (48.3) (77.8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省:近畿農政局、信濃川水系土地改良調査管理事務所、淀川水系土地改良調査管理事務所、南近畿土地改良調査管理事務所、西諸農水理事業所、中部森林管理局、四国森林管理局</li> <li>国土交通省:東北地方整備局(港湾空港関係以外)、関東地方整備局(港湾空港関係以外)、中国地方整備局(港湾空港関係以外)、南三陸国道事務所、三重河川国道事務所、高崎河川国道事務所、釜石港湾事務所、北海道開発局、第一管区海上保安本部、第二管区海上保安本部、第三管区海上保安本部、第六管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、海上保安学校</li> </ul>

(注)1 当省の調査結果による。  
 2 表中の( )内について、i) 明朝体の数は、「調査対象とした木材製品7品目を調達した機関(A)」欄の機関数に占める割合、ii) ゴシック体の数は、「少なくとも1製品について、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行った機関(B)」欄の機関数に占める割合又は「木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行わなかった機関(C)」欄の機関数に占める割合をそれぞれ示す。  
 3 「うち森林認証を受けた木材製品であることを認証マークにより確認を行ったため、各欄の数を合計しても、「少なくとも1製品について、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行った機関(a)」欄及び「うちグリーン購入法適合製品である」との表示があった機関(b)」欄には、同一の機関(広島法務局)が複数の欄に重複計上されているため、各欄の数を合計しても、「少なくとも1製品について、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行った機関(B)」欄の機関数と一致しない場合がある。  
 4 調査対象とした69機関のうち、調達した木材製品が全てグリーン購入法適合製品であるとの表示があった機関は、「うち全てグリーン購入法適合製品である」との表示があった製品のみを調達した機関(c)」欄の10機関に加え、「うち森林認証を受けた木材製品であることを認証マークにより確認を行った機関(a)」欄に含まれる岡山労働局及び塩釜港湾・空港整備事務所を含む12機関であった。  
 5 「うちグリーン購入法適合製品との表示がなかった製品又は合法木材製品であるか不明の製品を調達した機関(d)」欄は、該当する機関において、調達したグリーン購入法適合製品との表示がなかった製品又は合法木材製品であるか不明の木材製品に対し合法性の確認を行ったことが確認できなかったものを計上した。  
 なお、東京国税局については、調達する全ての製品について、グリーン購入法適合製品との表示の有無の確認等、グリーン購入法適合製品に区分される機関(c)欄に区分される機関)であったもの、今回の調査(木材製品事業者への確認)において判明した、「グリーン購入法適合製品である」との表示があったが、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法を提示できなかった」製品を調達していたため、d)欄に区分している。

図表 2-(2)-① 調査対象とした機関における木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法により木材製品の合法性の確認を行わなかった主な理由

- グリーン購入法適合製品であるとの表示があった木材製品のため、グリーン購入法基本方針に基づく判断の基準の一つである合法性の判断基準も満たすことになるはずであり、改めて合法性の確認を行っていない。
- 合法証明書の提示を求めるのは事務的な負担が大きく、しっかいで求めることは困難であるため、契約した事業者を信頼し、契約時の仕様書等にグリーン購入法適合製品や合法木材製品である旨を明記することによって、対応できるのではないかと考えていた。
- グリーン購入法基本方針においては、木材製品の原料となる原木についての合法性の確認を行う場合に木材製品の合法性証明ガイドラインに準拠して行うものとするとしているのみで、制度上、調達之都度、合法証明書の提出までを義務付けているものではないと認識している。
- 木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書がどのようなものを示すか、また、どのように入手すればよいか把握していなかった。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑫ 調査対象179製品における合法性の表示及び証明書の提示状況

(単位:製品、木材製品事業者、機関、%)

区分	木材製品7品目				
	製品数	木材製品事業者数	調達機関数		
調査対象179製品	A	179	48	69	
調査対象179製品から、「印刷契約と併せて調達したため、合法木材製品であるか不明であった事務用封筒」を除いた製品	B=A-E	178	47	69	
	(B)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
	ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があった製品	C	108	31	69
		(C/B)	(60.7)	(66.0)	(100.0)
		(C)	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>
	グリーン購入法適合製品との表示があった製品	a	106	30	69
		(a/B)	(59.6)	(63.8)	(100.0)
		(a/C)	<b>(98.1)</b>	<b>(96.8)</b>	<b>(100.0)</b>
	グリーン購入法適合製品との表示がなかった製品	b	2	2	2
		(b/B)	(1.1)	(4.3)	(2.9)
		(d/C)	<b>(1.9)</b>	<b>(6.5)</b>	<b>(2.9)</b>
	ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった製品	D	70	29	48
		(D/B)	(39.3)	(61.7)	(69.6)
		(D)	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>
	木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされた製品	c	50	19	39
(c/B)		(28.1)	(40.4)	(56.5)	
(c)		<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	
グリーン購入法適合製品		d	31	11	30
		(d/B)	(17.4)	(23.4)	(43.5)
		(d/c)	<b>(62.0)</b>	<b>(57.9)</b>	<b>(76.9)</b>
うち合法証明書の提示までに15日以上要した製品		e	7	6	7
		(e/B)	(3.9)	(12.8)	(10.1)
		(e/c)	<b>(14.0)</b>	<b>(31.6)</b>	<b>(17.9)</b>
グリーン購入法適合製品ではない製品		f	19	10	24
	(f/B)	(10.7)	(21.3)	(34.8)	
	(f/c)	<b>(38.0)</b>	<b>(52.6)</b>	<b>(61.5)</b>	
うち合法証明書の提示までに15日以上要した製品	g	6	3	5	
	(g/B)	(3.4)	(6.4)	(7.2)	
	(g/c)	<b>(12.0)</b>	<b>(15.8)</b>	<b>(12.8)</b>	
木材製品事業者から合法証明書の提示が不可能であるとされた製品	h	20	12	21	
	(h/B)	(11.2)	(25.5)	(30.4)	
	(h)	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(100.0)</b>	
うちグリーン購入法適合製品との表示があった製品	i	4	4	5	
	(i/B)	(2.2)	(8.5)	(7.2)	
	(i/h)	<b>(20.0)</b>	<b>(33.3)</b>	<b>(23.8)</b>	
うちグリーン購入法適合製品との表示がなかった製品	j	16	8	16	
	(j/B)	(9.0)	(17.0)	(23.2)	
	(j/h)	<b>(80.0)</b>	<b>(66.7)</b>	<b>(76.2)</b>	
印刷契約と併せて調達したため、使用された紙が合法木材製品であるか不明であった事務用封筒	E	1	1	41	
				(64.1)	

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の( )内について、i)明朝体の数は、調査対象179製品(48木材製品事業者、69機関が調達)から「印刷契約と併せて調達したため、使用された紙が合法木材製品であるか不明であった事務用封筒」を除いた、178製品(47木材製品事業者、69機関が調達)に占める割合を示す。

また、ゴシック体の数は、i)ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があった製品(C)欄(108製品(31木材製品事業者、69機関が調達))に占める割合、ii)「木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされた製品(c)」欄(50製品(19木材製品事業者、39機関が調達))に占める割合、又はiii)「木材製品事業者から合法証明書の提示が不可能であるとされた製品(h)」欄(20製品(12木材製品事業者、21機関が調達))に占める割合を、それぞれ示す。

なお、「印刷契約と併せて調達したため、使用された紙が合法木材製品であるか不明であった事務用封筒(E)」欄の数は、事務用封筒を調達した64機関に占める割合を示す。

3 「グリーン購入法適合製品(d)」の中には、木材製品事業者の販売方針等により、販売に当たり、グリーン購入法適合製品であることを公表していなかった製品を含む。

4 「うちグリーン購入法適合製品との表示があった製品」は、当省の調査対象を合法性の判断基準が適用される木材製品に限定したことを踏まえると、木材製品事業者が合法木材製品として販売していたことになる製品である。

5 印刷契約と併せて調達した事務用封筒については、41機関において封筒用紙に使用された紙の製造事業者やその型番等を把握しておらず、合法木材製品であるか不明の製品を調達していた。これらの機関が調達していた事務用封筒にはサイズ等が異なる複数の製品があったが、便宜上、製品数を「1製品」、木材製品事業者を「1木材製品事業者」として計上した。

6 「木材製品事業者数」及び「調達機関数」は、製品により、同一の木材製品事業者又は調達機関が複数の「区分」欄に計上される場合があるため、各「区分」欄の数を合計しても一致しない場合がある。

図表2-2(2)-⑬ 調査対象179製品における合法性の表示及び証明書の提示状況の内訳

製品区分  品目	調査対象179製品				ホームページ等で合法木材製品であることを信頼性が高い表示がなかった製品				ホームページ等で合法木材製品であることを信頼性が高い表示がなかった製品				木材製品事業者から合法証明書の提示が不可能であるとされた製品				印刷契約と併せて調達したた合法木材製品であるか不明であった事務用封筒			
	製品数		機関数		製品数		機関数		製品数		機関数		製品数		機関数		製品数		機関数	
	木材製品事業者数		所管省		木材製品事業者数		所管省		製品数		機関数		木材製品事業者数		所管省		製品数		機関数	
	製品数	機関数	製品数	機関数	製品数	機関数	製品数	機関数	製品数	機関数	製品数	機関数	製品数	機関数	製品数	機関数	製品数	機関数	製品数	機関数
木材製品7品目(計)	法務省	179	48	10	9	108	31	6	7	50	19	5	7	20	12	2	2	1	4	
	財務省	(100.0)	(100.0)	9	11	9	9	7	9	7	7	9	7	5	5	5	5	6	6	
	厚生労働省			10	10	10		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
	農林水産省			29	29	29	29	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	国土交通省			69	69	69	69	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	
コピー用紙	法務省	24	12	8	8	11	7	0	0	6	4	0	2	7	3	0	0	-	-	
	財務省	(100.0)	(100.0)	8	8	7	7	3	3	2	2	2	2	3	3	2	2	-	-	
	厚生労働省			24	24	23	23	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	農林水産省			50	50	47	47	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	国土交通省			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
鉛筆	法務省	3	2	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	-	-	
	財務省	(100.0)	(100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	
	厚生労働省			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	農林水産省			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	国土交通省			4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
ファイル	法務省	77	16	10	9	69	12	3	3	8	5	3	3	8	5	3	3	0	0	
	財務省	(100.0)	(100.0)	9	9	9	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	厚生労働省			10	10	11	11	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	農林水産省			28	28	28	28	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	国土交通省			68	68	68	68	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	
事務用封筒	法務省	42	18	10	9	25	13	6	6	16	9	4	4	15	8	4	4	1	1	
	財務省	(100.0)	(100.0)	9	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	厚生労働省			11	11	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	農林水産省			25	25	25	25	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
	国土交通省			64	64	64	64	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	
ノート	法務省	8	5	3	3	1	1	0	0	7	5	3	3	4	3	4	4	3	3	
	財務省	(100.0)	(100.0)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	厚生労働省			6	6	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	農林水産省			13	13	13	13	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
	国土交通省			29	29	29	29	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
いす	法務省	14	7	3	2	0	0	0	0	14	7	2	2	8	4	2	2	6	6	
	財務省	(100.0)	(100.0)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	厚生労働省			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	農林水産省			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	国土交通省			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
机	法務省	11	6	2	2	1	1	0	0	10	5	2	2	8	3	2	2	2	2	
	財務省	(100.0)	(100.0)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	厚生労働省			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	農林水産省			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	国土交通省			8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の( )内について、i) 明朝体の数は、「調査対象とした木材製品7品目」欄の「製品数」欄又は「木材製品事業者数」欄の数に占める割合をそれぞれ示す。

3 「木材製品事業者」欄及び「機関数」欄は、製品により、同一の木材製品事業者又は調達機関が複数に重複計上される場合があるため、各欄の数を合計しても一致しない場合がある。

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の( )内について、i) 明朝体の数は、「調査対象とした木材製品7品目」欄の「製品数」欄又は「木材製品事業者数」欄の数に占める割合をそれぞれ示す。

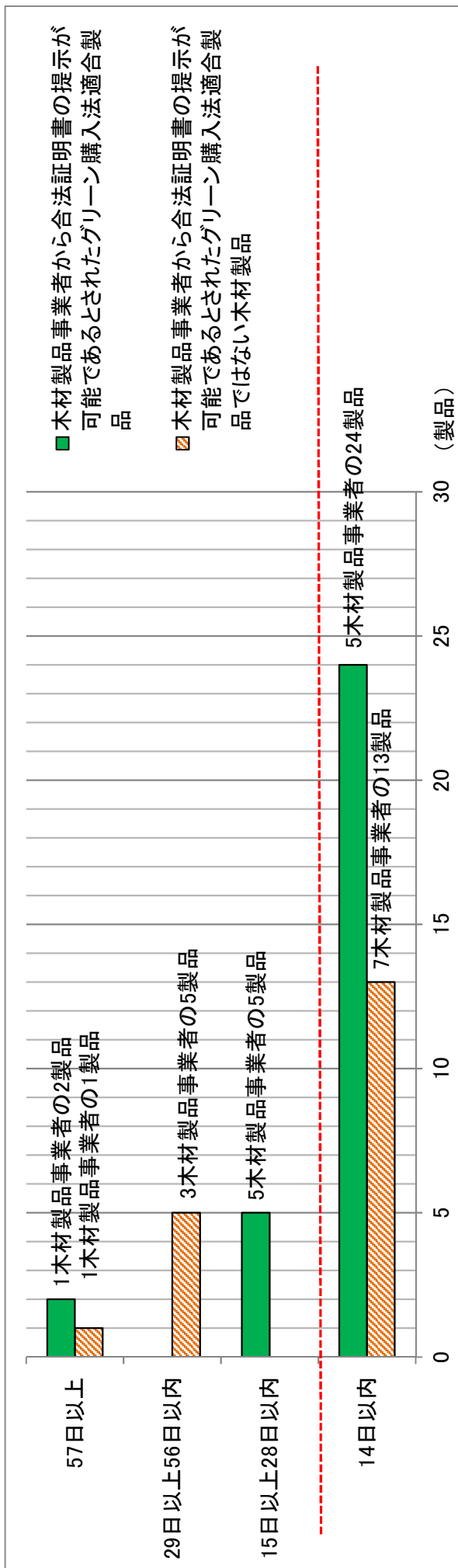
3 「木材製品事業者」欄及び「機関数」欄は、製品により、同一の木材製品事業者又は調達機関が複数に重複計上される場合があるため、各欄の数を合計しても一致しない場合がある。

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の( )内について、i) 明朝体の数は、「調査対象とした木材製品7品目」欄の「製品数」欄又は「木材製品事業者数」欄の数に占める割合をそれぞれ示す。

3 「木材製品事業者」欄及び「機関数」欄は、製品により、同一の木材製品事業者又は調達機関が複数に重複計上される場合があるため、各欄の数を合計しても一致しない場合がある。

図表 2-2(2)-⑭ 合法証明書の提示が可能であるとされた木材製品事業者における提示までに要した日数



(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 当省が木材製品事業者に対し7日程度(約1週間)を目的に提示を依頼した結果、約7割の製品が14日以内に提示を受けたことを踏まえ、「14日以内」と「15日以上」に区分することとし、15日以上については、さらに「15日以上28日以内」(約1か月)、「29日以上56日以内」(約2か月)及び「57日以上」(約2か月以上)に区分し、合法証明書の提示までに要した日数の傾向を整理したものである。
- 3 「木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされたグリーン購入法適合製品」の中には、木材製品事業者の販売方針等により、販売に当たり、グリーン購入法適合製品であることを公表していなかった製品を含む。
- 4 ①「木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされたグリーン購入法適合製品」について、i) 57日以上要した2製品は「ファイル」、ii) 15日以上28日以内要した5製品は「鉛筆」、「ファイル」、「事務用封筒」及び「いす」であり、②「木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされたグリーン購入法適合製品ではない木材製品」について、iii) 57日以上要した1製品は「事務用封筒」、iv) 29日以上56日以内要した5製品は「事務用封筒」及び「いす」であった。

図表 2-(2)-⑮ 調査対象とした機関が調達した木材製品の中で、グリーン購入法適合製品との表示があったが、木材製品事業者から木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書が提示されなかったもの

事例の内容			
<p>ホームページ等でグリーン購入法適合製品との表示があったものの、合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった製品について、当該製品の製造等を行う木材製品事業者に対し、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた方法により木材製品の合法性が証明されているかを確認するため、調査対象とした機関と同一の製品を調達しようとした場合に合法証明書の提示が可能であるか確認を求めたところ、1 製品（事務用封筒）の製造等を行う 1 木材製品事業者からは、合法証明書の提示が不可能であるとされた理由について具体的な説明がなかった。</p> <p>また、3 製品の製造等を行う 3 木材製品事業者は、次表のとおり、原材料の調達元の事業者等から、合法性が証明されている木材製品等と合法性が証明されていない木材製品等の分別管理を行っていることなどを示す、森林・林業・木材産業関係団体から認定を受けた旨の認定書類を入手していたが、当該認定書類には、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法性の証明がなされたものである旨の記載がなく、また、当該認定書類のほかに合法証明書を入手していなかったため、納入を受けた原材料が、合法性が証明されたものであるか確認することができない状況となっていた。</p>			
<p>表 3 木材製品事業者が原材料の調達元の事業者等から入手した、合法性が証明されている旨の記載がない認定書類の内容</p>			
木材製品事業者	木材製品		認定書類の内容 (いずれも合法性が証明されている旨の記載なし)
	品目	原材料	
A 木材製品事業者	いす	成型合板	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定番号、認定を行った森林・林業・木材産業関係団体名、当該団体の代表者名、認定の有効期間</li> <li>当該成型合板を製造した事業者等の名称、代表者名、所在地</li> </ul>
B 木材製品事業者	机	ナラ突板	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定番号、認定を行った森林・林業・木材産業関係団体名、当該団体の代表者名、認定の有効期間</li> <li>当該ナラ突板を製造した事業者等の名称、代表者名、所在地</li> </ul>
C 木材製品事業者	机	合板	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定番号、認定を行った森林・林業・木材産業関係団体名、当該団体の代表者名、認定の有効期間</li> <li>当該合板を製造した事業者等の名称、代表者名、所在地</li> </ul>
<p>※ B 木材製品事業者及び C 木材製品事業者が製造した木材製品において、表中の原材料以外に使用されていた他の原材料については、原材料の調達元の事業者等から森林認証マークが押印された証明書を入手し、合法性が証明されていた。</p>			
<p>当該 3 木材製品事業者は、原材料の調達元の事業者等から木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書を入手していなかった理由について、次のとおり、回答しており、いずれも合法性の証明がなされたものである旨の記載がない森林・林業・木材産業関係団体の認定書類をもって、合法性が担保されると誤認し、グリーン購入法適合製品と表示していた。</p> <p>① 原材料の調達元の事業者等とは、グリーン購入法適合製品であることを条件として納入を受ける場合や、森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けていればその認定書類の提出を求める場合があるが、合法証明書については、これまで国等の調達担当者から提示を求められた場面がほとんどないため、問合せがあった場合に原材料の調達元の事業者等から入手することとしていた。</p>			

## 事例の内容

② 原材料の調達元の事業者等が森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けたことを示す認定書類を入手していれば、原材料の調達元の事業者等は、合法性が証明されている木材製品等と合法性が証明されていない木材製品等の分別管理等を行っており、合法性が証明されている木材製品等のみを納入するはずであると考えているが、木材製品の合法性証明ガイドラインは、分かりにくく、認定書類に合法性の証明がなされたもの等である旨を記載する必要性が明記されていないため、原材料の調達元の事業者等の負担を考慮し、認定書類にその旨を記載させることや改めて合法証明書の提出を求めることは必要がないと認識していた。

また、当該3木材製品事業者は、自らが森林・林業・木材産業関係団体の認定を受け、当該団体の自主的行動規範に基づき、合法性が証明されている木材製品等と合法性が証明されていない木材製品等の分別管理等を行っているため、木材製品の合法性は担保されているとしている。

しかし、森林・林業・木材産業関係団体による認定は、分別管理等の取組が自主的行動規範に基づき行われていることを認定するものであり、合法性が証明されていない木材製品等を一切取り扱っていないことを保証するものではないため、木材製品事業者が木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた団体認定による証明方法により合法性の証明を行う場合は、森林・林業・木材産業関係団体の認定書類に合法性の証明がなされたものである旨を確実に記載し、合法性が証明されたものであることを明らかにすることが重要であると考えられる。

他方、これら4製品を調達した5機関（東京国税局、岐阜労働局、近畿農政局、南近畿土地改良調査管理事務所及び四国森林管理局）は、ホームページ等で公表されていたグリーン購入法適合製品である旨の表示を信頼したとして、合法証明書を入手するなどにより木材製品の合法性を確認することなく、当該製品を調達していたが、グリーン購入法適合製品の表示がある製品についても合法性の確認を行うことについては、次のとおり、課題があるとしている。

- ① グリーン購入法適合製品の表示がある全ての木材製品について、調達の都度、木材製品事業者に対し合法性の証明状況の確認を行い、表示が適切であるかを判断することは業務負担が過大となり、調達業務に支障が生じる。
- ② 木材製品事業者における合法性の証明方法やその証明方法が妥当であるかを判断することができる情報は公表されていないことが多いため、木材製品についてグリーン購入法適合製品との表示があれば、合法性の証明が当然なされていると判断せざるを得ない。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑯ 調査対象とした機関が調達した木材製品の中で、グリーン購入法適合製品との表示がなかった製品で、木材製品事業者から木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書が提示されなかったもの

事例の概要

合法性の判断基準は、グリーン購入法基本方針における判断の基準の一つであるため、合法性の判断基準を満たしても、その他の基準（古紙パルプ配合率など）を満たさなければ、グリーン購入法適合製品と表示することができない場合がある。

ホームページ等でグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品で、合法木材製品であることの信頼性が高い表示もなかった製品について、当該製品の製造等を行う木材製品事業者に対し、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた方法により木材製品の合法性が証明されているかを確認するため、調査対象とした機関と同一の製品を調達しようとした場合に合法証明書の提示が可能であるか確認を求めたところ、3 製品（コピー用紙）の製造等を行う 1 木材製品事業者からは、合法証明書の提示が不可能であるとされた理由について具体的な説明がなかった。

また、13 製品の製造等を行う 7 木材製品事業者は、表 1 のとおり、木材製品の原料となる原木の合法性を証明できないことや、グリーン購入法適合製品であるとの表示がない場合は木材製品の原料となる原木の合法性を確認していないことから、原材料の調達元の事業者等から木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた合法証明書を入手していなかったため、グリーン購入法適合製品ではない木材製品として販売しているとしていた。

表 1 7 木材製品事業者における合法証明書を提示できなかった理由

木材製品事業者	木材製品の品目と製品数	合法証明書が提示できなかった理由
D 木材製品事業者	鉛筆 (1 製品)	木材製品の原料となる原木の合法性を証明できないため。
E 木材製品事業者	いす (1 製品)	
F 木材製品事業者	いす (1 製品)	
G 木材製品事業者	いす (2 製品)	
H 木材製品事業者	コピー用紙 (1 製品)	グリーン購入法適合製品ではない木材製品の場合は、木材製品の原料となる原木の合法性を確認していないため。
I 木材製品事業者	コピー用紙 (3 製品)	
	ノート (1 製品)	
	いす (1 製品)	
J 木材製品事業者	ノート (2 製品)	

当該 7 木材製品事業者は、木材製品の原料となる原木についての合法性の証明を行うことが困難である場合について、次のとおり、回答している。

- ① 海外から原材料となる木材等を調達する場合や海外で製造された製品を輸入し販売する場合、国や地域によっては、複数の事業者や工場等を経由するため、原料となる原木の合法性を特定できないことや外国語の翻訳が難しいこと、信ぴょう性が疑わしい合法証明書を入手する場合があることなどから、合法性の証明が困難である。
- ② 木材製品を製造するまでに経由する事業者や工場等の中には、合法証明書の提示を求めた場合に、入手できる事業者等と入手できない事業者等があり、確実に合法性が担保されるとは言えない場合がある。
- ③ 自社のカタログ等に掲載する木材製品の多くは他社が製造した製品であり、また、製品数が多数あるため、全ての木材製品についてグリーン購入法適合製品であるか、合法性が担保されているかなどを把握できているわけではない。



## 事例の概要

- ④ グリーン購入法適合製品と表示する場合は合法性の証明を行っているが、合法性の証明作業の負担が大きいと、グリーン購入法適合製品として表示しない場合は、合法性証明を行う対象から除外している。

これら 16 製品を調達した理由について、調達した 16 機関に確認したところ、表 2 のとおり、業務に求められる仕様の水準等を踏まえるとグリーン購入法適合製品の中には代替できる木材製品がなく、やむを得ずグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品を調達したとする機関がみられた。一方で、16 機関の中には、①契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品を指定していた<sup>(※)</sup>が、納入された木材製品がグリーン購入法適合製品であるとの表示を確認していなかったもの、②納入すべき製品をグリーン購入法適合製品に限定すると調達単価が上昇する可能性があることが懸念されるなどとして、契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品の指定をしていなかったとする機関もみられ、これらの機関は、本来であればグリーン購入法適合製品であると表示の確認を行うべきであったと考えられる。

※ 「グリーン購入法適合製品を指定していた」とは、契約時の仕様書のほかに、入札広告等に明記されていた場合を含む。また、仕様書等に明記されていない場合でも、予め納入を希望する製品について、参考商品一覧として、木材製品事業者や型番を特定し、当該一覧にグリーン購入法適合製品であることが明記されている場合は、「グリーン購入法適合製品を指定していた」と判断した。なお、仕様書等を作成していなかった場合は、「グリーン購入法適合製品を指定していなかった」として整理した。

表 2 調査対象とした機関がグリーン購入法適合製品との表示がなく、合法性の証明もされていない木材製品を調達した主な理由

区分	主な理由の概要
業務に求められる仕様の水準等を踏まえるとグリーン購入法適合製品の中には代替できる木材製品がなく、やむを得ずグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品を調達したとしていたもの (6 機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家試験で使用する地図の印刷のため、白色度が高い製品でなければ、色の違いにより試験に影響が生じかねないなど、業務に支障があるため。                          ※白色度とは、コピー用紙等の紙の白さを表す指標をいう。  <b>&lt;コピー用紙：新潟労働局、長野労働局、熊本労働局、関東地方整備局（港湾空港関係以外）、関東運輸局&gt;</b></li> <li>○ 調達時に確認したカタログの中で仕様を満たす製品の価格を比較したところ、グリーン購入法適合製品との表示があった木材製品とグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品の価格差が大きく、予算の範囲内ではグリーン購入法適合製品との表示がなかった木材製品を調達せざるを得なかった。  <b>&lt;いす：関東地方整備局（港湾空港関係以外）&gt;</b></li> <li>○ 修理が必要になった場合に、近隣で修理を行うことができる製品を優先して調達した。<b>&lt;いす：南三陸国道事務所&gt;</b></li> </ul>
本来であればグリーン購入法適合製品であることの確認を行うべきであるが、契約時や納入時における確認が不十分であったと考えられるもの (10 機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>【契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品を指定していたが、納入時における確認が不十分であったもの（6 機関）】</b></li> <li>○ 本来であればグリーン購入法適合製品との表示があった木材製品を調達すべきところ、調達時にグリーン購入法適合製品であるとの表示があるか確認を行うことなく、調達した。  <b>&lt;ノート：東京労働局、関東地方整備局（港湾空港関係）&gt;</b></li> <li>○ 安価な製品を優先して調達しており、調達時に確認したカタログには、グリーン購入法適合製品との表示があった木材製品の中で、複数の冊数をまとめて購入できるものがなかった。  <b>&lt;ノート：第三管区海上保安本部&gt;</b></li> <li>○ 木材製品事業者のホームページに「グリーン購入法にも対応」と表示されていたため、掲載されている製品が全てグリーン購入法適合製品であると誤って認識し、個別の製品がグリーン購入法適合製品との表示があるか確認を行うことなく、調達した。  <b>&lt;コピー用紙：動物検疫所神戸支所&gt;</b></li> </ul>

## 事例の概要

- 民間人が使用することを想定して随意契約により調達したが、調達時にグリーン購入法適合製品の表示があるか確認を行わなかった。  
〈いす：長野刑務所〉
  - 上部機関が調達品目を決定し、契約しており、上部機関によりグリーン購入法適合製品であるとの表示があるか、合法性が証明されているかの確認が行われているものと理解していた。  
〈鉛筆：宮城刑務所〉
- 【契約時における仕様書等でグリーン購入法適合製品の指定をしておらず、契約時における確認が不十分であったもの（4 機関）】**
- 安価な製品はグリーン購入法適合製品ではない製品が多く、また、予算の制約が厳しいため、納入すべき製品をグリーン購入法適合製品との表示がある製品に限定すると調達単価が上昇する可能性があることが懸念されるなどとして、グリーン購入法適合製品との表示がある製品よりも安価な製品であることを優先して調達した。  
〈ノート：第九管区海上保安本部〉  
〈いす：第二管区海上保安本部、横浜税関〉
  - 本来であればグリーン購入法適合製品を調達すべきところ、調達時にグリーン購入法適合製品との表示があるか確認を行うことなく、随意契約により当該製品を調達した。  
〈ノート：九州地方整備局（港湾空港関係）〉

(注) 〈 〉内は、調達した木材製品の品目と調達した機関を示す。

なお、これら 16 製品を調達した 16 機関は、いずれもグリーン購入法適合製品との表示があれば、合法性の判断基準も満たすことになるはずとの認識はあったが、グリーン購入法適合製品であるか否かの表示とは別に木材製品の合法性の確認を行う必要性の認識はなく、木材製品の合法性証明ガイドラインに定められた証明方法も十分理解していなかったため、合法性の確認を行うことなく、これらの製品を調達していた。

(注) 当省の調査結果による。